

船舶インシデント調査報告書

令和4年12月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年6月21日 22時08分ごろ
発生場所	鳥取県美保湾 境港防波堤灯台から真方位103° 4.7海里付近 (概位 北緯35° 32.1′ 東経133° 21.9′)
インシデントの概要	漁船豊海丸は、操業中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年7月19日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 豊海丸、4.1トン HG3-50441（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、漁船法馬力数70、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、機関を中立運転とし、いか釣り漁の操業中、突然、主機が停止した。</p> <p>船長は、主機が停止した原因が分からなかったため、118番通報で救助を要請し、来援した巡視艇にえい航されて境港に入港した。</p> <p>本船は、機関整備業者が点検を行ったところ、燃料タンクから主機本体に至る間に設置された一次燃料こし器がスラッジ等で目詰まりしていることが分かり、整備された。</p> <p>本船は、昭和63年5月29日に進水し、令和3年4月に中古で購入されており、購入時に一次燃料こし器の清掃を行っていたものの、燃料タンク及び燃料ホース内の清掃が行われていなかった。</p> <p>本船は、いか釣り漁を行う6月～8月の間にしか使用されておらず、それ以外の期間は係留された状態になっていた。</p> <p>船長は、本インシデント後、毎年いか釣り漁を始める前に一次燃料こし器の点検及び清掃を行うことにした。</p>
分析	<p>本船は、操業中、主機の一次燃料こし器がスラッジ等で目詰まりしたことから、燃料の供給が遮断され、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>主機の一次燃料こし器は、本船が中古で購入された際、燃料タンク及び燃料ホース内の清掃が行われていなかったことから、同タンク等</p>

	に長年堆積又は付着していたスラッジ等で目詰まりしたものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、操業中、主機の一次燃料こし器がスラッジ等で目詰まりしたため、燃料の供給が遮断され、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 主機の燃料こし器、燃料タンク及び燃料ホース内の点検及び清掃を定期的に行うこと。